

一般社団法人大野城市にぎわいづくり協議会掲載広告の取扱要項

■目的（第1条）

この要綱は、一般社団法人大野城市にぎわいづくり協議会が発行するフリーペーパー「onojo」に掲載する有料広告の取扱いを定め、併せて適正な情報の提供に資するとともに自主財源の確保を図ることを目的とする。

■掲載の範囲（第2条）

掲載できる広告は、市民生活に関連したものであって、次の号のいずれにも該当しないものとする。

- (1)フリーペーパー「onojo」の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に掲げる営業に該当するもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの
- (4) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (5) その他掲載広告として適当でないと会長が認めるもの

■広告の掲載場所及び掲載料（第3条）

- 1 広告の掲載場所、大きさ及び掲載料は、別表第1のとおりとする。
- 2 一般社団法人大野城市にぎわいづくり協議会法人会員の掲載料は、別表第2のとおりとする。

■広告掲載希望者の募集（第4条）

会長は、広告の掲載を希望するもの（以下「広告掲載希望者」という。）を情報誌等により公募するものとする。ただし、会長が必要であると認めるときは、個別に広告の募集案内をすることができる。

■広告掲載の申込み（第5条）

- 1 広告掲載希望者は、あらかじめ会長が指定した日までに、一般社団法人大野城市にぎわいづくり協議会広告掲載申込書に、掲載しようとする広告の原稿等を添えて、会長に申し込むものとする。
- 2 同一掲載位置において、複数の広告掲載希望者がある時は、申込みの受付順とする。

■広告掲載の決定（第6条）

- 1 会長は、第2条の規定に基づき掲載の可否を決定する。
- 2 前項の規定に基づき、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を広告掲載希望者に一般社団法人大野城市にぎわいづくり協議会広告掲載決定通知書（以下「決定通知」という。）又は一般社団法人大野城市にぎわいづくり協議会広告非掲載決定通知書をもって通知するものとする。

3 前項の決定通知を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、会長の指定する期日までに、広告の版下原稿を提出するものとする。

■ 広告掲載料の納付（第 7 条）

広告掲載料は、掲載の決定後会長の指定する期日までに、一括前納するものとする。

ただし、会長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。なお、振込で支払う場合の振込手数料は広告主の負担とする。

■ 広告主の責任等（第 8 条）

1 広告の掲載内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 版下原稿の作成経費は、原則広告主の負担とする。

■ 広告掲載の取消し（第 9 条）

会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第 6 条第 1 項の広告掲載決定を取り消すことが出来るものとする。

- (1) 広告主が期限までに版下原稿を提出しないとき
- (2) 広告主が期限までに広告掲載料を納付しないとき
- (3) 提出した版下原稿が掲載の範囲に該当しないとき
- (4) 広告掲載希望者が虚偽の申請をしたとき
- (5) その他印刷物等の作成に支障が生じたとき

■ 広告掲載料の返還（第 10 条）

会長は、広告掲載が決定した後、広告主の責に帰さない理由により広告が掲載できなかったときは、広告掲載料を返還するものとする。

■ 委任（第 11 条）

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

【別表第 1】

・ 掲載料金一覧（一般）

裏表紙	A サイズ（横 130 mm×縦 100 mm）	B サイズ（横 130 mm×縦 50 mm）
	50,000 円	30,000 円
中面	C サイズ（横 135 mm×縦 120 mm）	D サイズ（横 135 mm×縦 60 mm）
	40,000 円	25,000 円

【別表第 2】

・掲載料金一覧（会員）

裏表紙	A サイズ（横 130 mm×縦 100 mm）	B サイズ（横 130 mm×縦 50 mm）
	40,000 円	24,000 円
中面	C サイズ（横 135 mm×縦 120 mm）	D サイズ（横 135 mm×縦 60 mm）
	32,000 円	20,000 円